

●2009年11月定例議会で日本共産党の光永敦彦議員、山内よし子議員、松尾孝議員が行った一般質問の概要と、他会派議員の一般質問項目を紹介します。

もくじ

光永 敦彦一般質問	1
山内よし子一般質問	6
松尾 孝一般質問	11
他会派議員一般質問項目	16

11月定例会 一般質問

光永敦彦（日本共産党、京都市左京区） 2009年12月7日

事業仕分け

ルーツは構造改革による採算・効率の観点で民営化に道をひらく手法

【光永】日本共産党の光永敦彦です。通告によりまして、知事ならびに関係理事者に質問いたします。初めに「事業仕分け」についてです。

政府において「事業仕分け」が実施され、これまでブラックボックスとされてきた無駄や天下りの実態が表面化したことで、税金の無駄遣いのひどさやずさんさに改めて国民的な怒りが広がっています。

一方、もともと、「事業仕分け」は小泉内閣のもとで、「行政改革推進法」、「骨太の方針」等に規定され、「経済財政諮問会議」で取り上げられるなど、「構造改革」のもと、事業ごとに採算・効率の観点から、公的な事業を減らして民営化を進めるテコにする手法でありました。今回も「仕分け人」として、経済財政諮問会議や規制改革会議の関係者ら小泉「構造改革」の推進者が名を連ね、亀井大臣も「市場原理主義を推進する学者がずらりといる。」と指摘しているところです。

実際の論議でも、長隆・東日本税理士法人代表社員は、保育の担い手に社会福祉法人が多いことを「厚労省のセクショナリズム（縄張り主義）」などと問題視し「厚労省は『保育は福祉』と考えているようだが、株式会社を積極的に入れていくのかどうかを国民は見ている」とまでのべて、公的保育の改悪を進めようとした。

また診療報酬について「開業医・勤務医の（診療報酬の）平準化」としたことは、民主党が総選挙で掲げた「診療報酬を増額する」というマニフェストに反し、医療・社会保障2200億円抑制路線の撤回を求める国民の願いにも背を向けるものであります。

さらに、生活関連の予算を無造作にカットし、科学・スポーツなど、採算や効率では評価できない事業も、「赤字だ」「民業圧迫だ」と切り捨てる方向が示されたのです。地方の独自財源である地方交付税まで対象とし、しかも、わずかの時間で外部委員によって実施するなど、とにかく3兆円規模の削減が目的化していることも問題です。

対象とした事業も、「無駄を削る」と言いながら、軍事費では広報や自衛隊員の募集事業など枝葉部分であり、ヘリ空母やミサイル防衛など主要な予算は対象にもなっていません。米軍への「思いやり予算」でも、自公政権下で財務省が主張していた基地労働者賃金だけです。年間320億円もの国民の血税を政党が分け取りする政党助成金も除外をし、大企業や大金持ちへの特別な減税も対象とはなっていません。

このため、11月23日には、国立大学法人10大学理学部長会議が「事業仕分けに際し、“短期的成果主義”から脱却した判断を望む」とする提言を公表、24日には京都大学総長をはじめとした9大学長が、「大学の研究力と学術の未来を憂う」とする共同声明を発表し、「科学技術予算の大幅な削減の提案など、

現下の論議は、学術や大学の在り方に関して、世界の潮流とまさに逆行する結論を拙速に導きつつあるのではないか、それによって更なる国家の危機を招くのではないかと憂慮せざるを得ません。」と指摘されました。続く25日には、ノーベル賞とフィールズ賞の受賞者6人が緊急声明を発表。「将来、歴史という法廷に立つ覚悟ができているのか」とする厳しい意見も出されたところであります。

さらに、診療報酬の総額抑制基調が示されたことに対し、中央社会保障医療協議会・中医協は、「中医協の議論を全く無視して、なかり乱暴だ」等の批判的意見が相次ぎ、また、京都府保険医協会も「事業仕分けに抗議する」談話を発表し、「現場の医療者や医療保障、社会保障に関するコモンセンスをもった研究者などは、一人として加えられていない」「データ・資料類は意図的な選別によるものばかり」と指摘し、「そもそも医療分野の問題を、このような場で議論すること自体、見識が疑われる」「この事業仕分けという仕組みのもつ反国民的、反医療現場的性格を、許すことはできない。断固抗議するとともに、事業仕分け作業そのものの中止・見直しを要求する」と厳しく批判をされています。

これらは、採算・効率のみでなく、当事者の声や実態を正確に反映することの重要性を示しています。

そこでまず伺います。11月4日に開かれた近畿ブロック知事会では、知事は「地方と意思疎通がうまくいっていないのでは」と発言され、「地方の意見を反映させる場がない」として、協議の場を早急に設置するよう国に要請されたとお聞きしていますが、今回の国の事業仕分けについて、直接影響を受ける当事者の意見を聞くという観点から、どういった見解をお持ちですか。

京都府の外部仕分けも、当事者の意見を聞かなかったことは重大問題

議会と外部仕分けの関係はどう考えているのか

【光永】さて、地方自治体では、滋賀県高島市において、今回の「仕分け人」の一人海東氏が市長であった2005年に小泉内閣の「新行革指針」に基づき「事業仕分け」が実施されました。ここでは、外部有識者として「構想日本」から2名、横須賀・逗子・小田原・厚木・志木市職員の6名により、1事業20分で119事業を仕分けした結果、「出産育児祝金・障害者団体補助金・米の病害虫補助など十四事業は不要」とし、「継続となった補助事業も、3年後に廃止・5年後に廃止」とした支出削減計画が方向づけられ、全国的に衝撃を与えました。

本府では、2006年に「府民サービス等改革検討委員会」を設置し、2007年、2008年に外部仕分けが行われました。私は、2008年の知事総括質疑でこの問題を取り上げ、難病患者療養見舞金と小児慢性特定疾患患者療養見舞金の廃止が決められ、事前に関係者の意見も全く聞かなかったことを厳しく批判をいたしました。

2007年の外部仕分けでは、今述べた事業に加え、府外の私立学校通学者への支援金の廃止、老人医療給付事業・マル老もいったん廃止方向が示され、市町村への国民健康保険事業への支援も事実上廃止とされてきました。その後、京都府立体育館の市場化テストなど、本府では、まさに「構造改革」路線による「行財政改革」の手法として取り組まれてきたのです。

そこで伺います。知事は「府民参加の開かれた府政のいっそうの推進」をうたっておられますが、先に述べたとおり、外部仕分けの際、関係者の意見を全く聞かなかったことについて、どのようにお考えですか。

また、本府の場合、議会と外部仕分けの関係についてどうお考えか、お聞かせください。

国の出先機関を廃止した後は、関西広域連合を事業の受け皿にしようというのか

【光永】この問題の最後に、近畿ブロック知事会議で京都府が提案した国の出先機関の「事業仕分け」についてです。

京都府の提案によると、近畿地方整備局を例に上げ、国、府県、市町村、学識者等が入った「出先機関改革推進会議」（仮称）を設置し、事業の仕分けをすると示されています。

この動きは、知事会宣言にも述べられているように、国の出先機関の原則廃止の政府方針を受けたものとなっています。すでに全国知事会のプロジェクトチーム（PT）も先月19日、都内で初会合を開き、国の出先機関の原則廃止に向け、国土交通省地方整備局など8府省17機関の事務権限について、プロジェクトチームが「事業仕分け」を実施することを述べています。そこで伺います。事業仕分けを行った結果、関西広域連合をその受け皿の一つにしようとしているのではありませんか。お答えください。

【知事】光永議員のご質問を聞いておりますと、事業仕分けを評価しているのか評価していないのかよくわ

からないのですが、たぶん、事業仕分けというのは、結果ありきではなくて、参加した外部有識者の方々の見識にもとづいた議論を通じて、課題や論点を明らかにして、その問題点を踏まえた事業のあり方を考えていくことが重要だと、私は思っております。

こういったことを踏まえて、私どもも、国に対して声明を発表し、すでに12月に入ってから国土交通省や厚生労働省とも協議を開始していく。また、国と地方の協議の場では6団体の代表と鳩山総理が会談をする。そして、その中で私どもの考え方を明らかにするという手法をとっているところであり、できたらそれが早く法定協議という形できちっと法的に位置づけられることを今進めているところでございます。

こうして明らかとした課題を踏まえて、執行機関としましては、さまざまな人たちのご意見も踏まえ、総合的に判断をして、予算案として取りまとめていき、その理由を明確にして議会でご議論いただいて、そして最終的に、議会のご議決いただくというのが私は筋だと思っております。そうでなければ、事業仕分けの偏重に陥ってしまうのではないかなと思っております。

国の出先機関の事業仕分けについても、こうした観点から、国の出先機関の廃止の方向に呼応して、地方から論点を明らかにして問題提起をするためのものであります。これによって、引き続き国が実施する事業の他、民間移行や廃止により事業を整理し、スリム化できるかどうか。さらに、府県や市町村に委譲することができるかどうか。そして、それでもまだ広域で残るものがあるかどうか。こうしたものをきちっと分類をしていこうとするものであるということをご理解いただきたいと思っております。あくまで、その範囲のものです。

【光永】 私は、事業仕分けがそもそも、ルーツが、事業の削減と民間開放という手法の一つだということを指摘したわけですが、あまりにこれまでの自公政権の税金の無駄遣いということがあったために、政権交代が起こり、そして、その一つの手法として税金の無駄遣いが国民の前に白日にさらされたという経過をたどったわけです。ですから、大切なことは、事業仕分けのあり方を考える上では、やっぱり住民の皆さんの声のしっかり反映することが、非常に大事だということを指摘しているわけです。そういう立場から見ると、本府の外部仕分けというのは、第三者の目で事業を評価するという名目ですけれども、実際には、先ほど述べたように、当事者不在で、削ってはいけない事業をいとも簡単に、難病療養見舞金など、削減をしたわけですから、こうしたやり方を本府でやる場合も、やめるべきだと。やっぱり、現場の府の職員や府民の皆さんの声をしっかり正確に反映するということが必要だと指摘して次の質問に移りたいと思っております。

介護保険制度

抜本的な見直しこそ必要 特養ホーム待機者の実態調査し増設への支援を

【光永】 次に介護保険についてです。

私はこれまでから、繰り返し介護保険制度の改善について、介護報酬の引き上げや認定基準の見直し、包括支援センターへの支援、療養病床廃止の見直しなど求めてきましたが、今年で発足10年を迎えた介護保険制度の緊急改善策について数点伺います。

介護保険を支えるマンパワーの深刻な不足と処遇改善を求める声に押され、今年の見直しで初めて、介護報酬が3%引き上げられました。しかし、介護報酬を引き上げると、低所得者まで含め保険料や利用料が値上げになってしまうという、介護保険のかかえる大きな矛盾があるため、保険料値上げへの影響をおさえようと、1154億円の基金を作り介護保険会計に繰り入れると決めました。また、強引な要介護認定の見直しにより、政府は軽度に認定される人の割合が増えたことを認め、批判が集中した新しい認定調査基準の大幅見直し策を7月末に決め、いまだ認定軽度化への不安は大きいものの、10月1日以降に新規や更新の認定を申請する人については、見直し策が適用され経過措置がなくなりました。さらに、介護職員の処遇改善について、極めて不十分ながら、1万5000円の引き上げ措置について、3年間の時限措置でなく今後も継続する方向が示され、療養病床全廃方針も凍結されるなど、国民の運動によって、変化の方向が示れつつあります。これら一連の事態は、介護保険制度の在り方を含めた公的介護とは何か、抜本的な見直しの必要性を浮き彫りにしているのではないのでしょうか。

中でも私は、特別養護老人ホームの整備が、今後の高齢者人口増とそれに対応した高齢者福祉を充実する上で、なくてはならないものと考えます。現在、特別養護老人ホーム待機者は全国で40万人といわれています。本府の場合、第4次高齢者保健福祉計画によると、2006年段階で特別養護老人ホーム等は8730床あり、今年三月末までに9739床整備する計画であったのが、132施設9065床にとどまりまし

た。その理由は、施設整備が民間事業者の対応にゆだねられている上に、基盤整備のための補助制度が、これまで施設整備について国が建設費の2分の1、都道府県が4分の1あったものが、三位一体改革で国の補助金が2004年度で廃止され、小規模施設は市町村への交付金化による包括補助方式に、大規模施設は、京都府の交付税措置となり、現在、実質3割程度しか支援策が講じられず、さらに、介護職員の確保が極めて困難となっていることです。施設の整備・運営にとっても、マンパワー確保にとっても、あまりに低い介護報酬が深刻な影響を与えていることは明らかです。しかも、施設整備をすれば、保険料に跳ね返るため、市町村も積極的に整備を求めにくくなっているのです。

本年見直しされた第4期京都府介護保険事業支援計画を含む第5次高齢者保健福祉計画によると、今後の整備目標は今年度9761床、計画の最終年度の平成23年度には10646床とされています。このままでも全く足りないと考えますが、現在の待機者数をお答えください。また、現在の計画によって、待機者の解消が図ることが出来ますか、お答えください。

さらに、本府の施設整備費については、必要な施設整備には国庫補助がうけられるように復活を求めるとともに、当面緊急に交付税算定基礎の引き上げと、本府独自のさらなる上乗せ（現行1床227万円 京都府は3,401,000円）が必要と考えますがいかがですか。また、マンパワー確保のため、介護職員処遇改善交付金の活用状況も含めた処遇実態の調査を求めるとともに、介護労働者の月4万円の賃上げ実施を強く求めるべきです。お答えください。

在宅介護は限界 必要な人が必要なだけ受けられるよう支給限度額の改善を

【光永】次に利用者が排除される仕組みの改善も急務です。

見直しのたびに、利用制限が厳しくなりましたが、中でも2005年の介護保険法改正により、「要支援」の軽度者への支給限度額引き下げと利用制限、福祉用具の給付制限、介護報酬の引き下げ、食費全額と居住費の保険外負担等により、在宅介護を支える訪問介護や通所介護で利用者が減少しました。本府でも、2006年と2007年では、訪問介護は前年度比97.8%で、その後も横ばい。訪問看護も同時期比95.5%と減り、昨年度比97.7%と漸減傾向です。これにより、「要支援2になってベッドを返却、ヘルパーの利用も制限され、生活不安が増大、認知症も進行した」など本府でも起こりました。

これらは「在宅重視」と言われてきたものの、自宅で介護を受けながら生活することが厳しくなっていることを示しています。その背景に、在宅基盤が乏しい上に、全認定者の三分之一を占める要介護1の半数が要支援2へと移行し、利用限度額が4割削減され、訪問介護の時間や回数が実質抑制されるという問題があります。また、要介護5など介護度が高い方は、利用限度額を超えると自費でサービスを利用しなければならないことも重大です。

このように、必要な人が必要に応じて利用できることが当然であるにもかかわらず、現行制度はあまりにも制限が大きすぎます。少なくとも要支援の利用制限の見直し、介護度ごとの支給限度額の引き上げ、要介護5の方の支給限度額の撤廃が必要と考えますが、いかがですか。

生活援助の機械的な切り捨てをなくすため、訪問介護サービスマニュアルの作成を

【光永】同時に、「同居家族がいる場合の生活援助の機械的な打ち切り」など「給付適正化」に名を借りた「ローカルルール」の改善も必要です。厚生労働省は、今年7月24日の「事務連絡」で、利用者に必要なサービスが提供されるよう「行為の内容のみで一律機械的に保険給付の支給の対象の可否」を判断しないよう保険者に指示しています。これらにより、適切なマネジメントに基づくものであれば利用者にとって必要な訪問介護サービスが提供できるようになったのです。ところが、私がお聞きしたところ「通院介助で病院に行った帰り、近くのお店で買い物することがダメと言われた」「訪問介護で散歩に同行すると、介護保険上、認められなかった」など、こんな事態が起こっています。すでに大阪府では、「訪問介護サービス内容Q&A」が全面改正され、ヘルパーによる散歩同行が可能となり、外出介助の機械的な制限や生活援助サービスの制限が緩和されたとお聞きしています。本府も、保険者と利用者への支援策の一つとして、訪問介護サービスマニュアルを作るべきと考えますが、いかがですか。

高すぎる保険料・利用料が家計を圧迫 改めて減免措置を国に求めよ

食費・居住費負担軽減策については、本府として緊急に支援策を講じるべき

【光永】次に、基盤整備を進めても、利用制限の緩和を行っても、介護が必要な方が利用できない高いハードルとなっているのが、費用負担の問題です。

3年ごとに見直される介護保険料は、本府の場合、第1期が2848円、第二期が3562円、今年第3期で4427円と見直しのたびに値上げされてきました。年間18万円以下の低所得の被保険者は、普通徴収となっていますが、その低所得者層の介護保険料の収納率は昨年度86%、実に14%の方が未納で、年々増加傾向にあります。しかも、1年半未納となった場合は介護保険差し止め、国民健康保険と同じ無保険状態になっており、しかも利用する場合、利用料3割などペナルティがかせられるのです。

高くなる保険料に対し、全国では、市町村で独自減免措置が設けられ、本府では、段階区分の見直しなどによる負担軽減策がとられてきたものの、介護保険法が、保険料の減免措置を災害など特別な事情による以外は認めていないことが、問題を今深刻化させています。

さらに、1割の利用料も家計を圧迫し、食費・居住費の自己負担がさらに、施設利用を難しくしています。このため本府では、利用限度額に対する平均利用率が43%など低下しており、事実上、利用抑制が働いているのです。低所得者対策では、社会福祉法人減免制度があるものの、06年改悪により全額免除がなくなり、さらに所得のある親族に扶養されている人は除外するなど、非常に厳しい条件であり、このため国予算でみると06年43億円から09年には19億円と激減してしまいました。

そこで伺います。保険料・利用料の減免措置の創設を国に改めて求めるとともに、すくなくとも、削減された食費・居住費負担軽減策については、本府として緊急に支援策を講じるべきではありませんか。お答えください。

【健康福祉部長】特別養護老人ホームの入所申込者については、本年6月時点で、前回平成19年6月の調査とほぼ同数の2700人となっていますが、この解消については、今期の高齢者保健福祉計画において、特別養護老人ホームの整備に加えて、グループホームなどの施設サービスや在宅サービスの組み合わせにより、総合的に提供する分も合わせて対応することとしております。

現在、特別養護老人ホームについては、計画に定める必要整備枠を超える施設整備を見込んでいます。

施設整備にかかる支援についてですが、30人以上の大規模施設の国庫補助制度は、平成18年に一般財源化されましたが、京都府では全国でもトップクラスの助成制度を実施しているところであり、今後ともさらなる支援の拡充がはかれるよう国に対し、一層の財源措置の充実を求めているところでもあります。

介護労働者の処遇改善については、適正な報酬水準の設定がなされることが必要であると考えており、現在、国で行なわれている検証作業の結果も踏まえ、関係団体などからも状況をお聞きしながら、引き続き国に働きかけていきたいと考えております。

介護保険制度を利用しやすくする取り組みについては、高齢者の介護を社会全体で支えるという理念を踏まえつつ、給付と負担のバランスのとれた仕組みとすることが必要と考えており、例えば、本年度の介護報酬改定の際に支給限度額が据え置かれたことに関しては、ただちに国に改善を求めています。今後ともサービスを必要とされる高齢者にとって、使いやすい制度となるよう、市町村や現場の声もお聞きしながら、必要な見直しを求めていきたいと考えております。

なお、訪問介護サービスについては、一律・機械的に取り扱うことなく、個々の利用者の状況などに応じた適切なケアマネジメントに基づいて判断することが大切でありますので、保険者である市町村、及び事業者に対しては、集団指導の場などでその適切な運用がはかれるよう、くり返し指導助言を行なうとともに、ホームページで利用者の方々へも周知をはかっているところでもあります。

また、保険料や利用料の軽減についてですが、従来から低所得者対策の充実をくり返し国に提案、要請するとともに、府として積極的に助言・要請等を行ってきた結果、すべての市町村において、保険料の区分が国の基準以上に細かく設定され、利用料負担の軽減についても、すべての市町村で社会福祉法人による利用料減免措置が実施されているところでもあります。

今後とも、必要なサービスを安心して利用していただけるよう、国に対して、低所得者対策の充実を引き続き求めるとともに、市町村、事業者と連携して、適切かつ円滑な制度の運営に努めていきたいと考えてお

ります。

【光永】そもそも、施設整備については、2700人待機者がおられるというのが今年6月の調査結果だと言われていますが、これ自身は非常に少ないし、実態に合っていないと思うのですが、少なくとも第四次の計画の時には、施設整備が目標どおりいかなかったということがあるわけで、今回、目標通りいくのかどうかも含めて、やっぱり改めて実態を調べて、施設整備の推進をぜひはかっていただきたい。

また、保険料については、社会福祉法人の減免があるとおっしゃいましたが、これ自身が、先ほど述べたように悪くなっているわけです。少なくとも食費などについては、独自軽減策を求めておきたいと思います。

同時に2点だけお答えいただきたいのですが。

一つは、訪問介護サービスについては、事業者などへホームページで示していると言われましたが、京都市では、ローカルルール的なことが、ホームページでも示されていて、利用しにくくなっているということもありますし、京都府の場合、そのホームページのものも極めて不十分なものと私は思いますので、少なくともサービスマニュアルをつくる必要があるのではないかと思います。お答えください。

もう一点は、処遇改善に向けた実態調査について再度、実態調査を求めるものですが、お答えください。

時間が来ましたので、質問はこれで終わりたいと思いますが、いずれにしても、介護保険の改善は、緊急改善とともに根本的な改善が必要です。そのためには、現在22.8%まで引き下げられた国庫負担率、これは、緊急に5%引き上げるとともに計画的に50%に戻すこと等必要であることを強く指摘し、私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【健康福祉部長】訪問介護サービスの件ですが、先ほど答弁した通り、一律・機械的な書き換えではなく、個々の利用者の状況などに応じた適切なケアマネジメントに基づき、判断していただくということが大切である旨、集団指導などの場でくり返し事業者などに要請しているところです。また、その内容は、ホームページでも利用者の方々へ周知をはかっているところでありますので、今後とも、こうした内容の徹底をはかっていきたいと考えております。

次に、処遇改善の実態調査の件ですが、これも先ほどご答弁した通り、国で現在行なわれている検証作業の結果も踏まえ、私どもも関係団体のご意見などもお聞きしながら、実態にもとづいて引き続き国に働きかけていきたいと考えております。

山内よし子（日本共産党、京都市南区） 2009年12月8日

義務教育の真の無償化へ、就学援助の国庫負担復活と、市町村への周知徹底を

【山内】日本共産党の山内よし子です。通告しています数点について、知事並びに関係理事者に伺います。

いま、「構造改革」路線によって引き起こされた雇用や社会保障の破壊は、子どもたちを取り巻く状況に深刻な影響を与え、憲法第26条の「国民の教育を受ける権利」や「教育の機会均等」が根本から脅かされています。

格差と貧困の広がりそのものを解決していくことが大事ですが、それまでにも、家庭の経済的困難によって、子どもたちの未来が奪われることがあってはなりません。

そこで、経済的に苦しい家庭への教育支援について質問します。

第1に義務教育についてです。

憲法第26条では義務教育は無償とされています。しかしわが国の小中学校では、修学旅行や給食費、教材費などが、保護者負担になっています。文部科学省の平成18年の学習費調査でも、小学生で保護者負担は約10万円、中学生では約17万円となっています。しかし経済状況の悪化のもと、保護者の負担も限界です。

そこで就学援助制度によって所得基準を設けて学校給食費や学用品、修学旅行費などが援助されています。しかし2005年に国が就学援助の国庫負担を削減し、一般財源化されました。そのために各自治体で基準の切り下げが行われ、府内の自治体でも京都市や八幡市、宇治市などで基準が引き下げられたために、収入が増えていないのに就学援助が打ち切られ、「小学生の子供が3人いる世帯が給食費の支払いができなくなっている」「学校で斡旋したりコーダーが買えず、100円ショップでリコーダーを購入したが、どうしても音が合わない」など、深刻な事態になっています。

また府内の自治体間の格差も問題です。

本府の就学援助の受給者率は平成12年度は生活保護も含めて10.6%でしたが20年度は18%と大きく増えています。ところが所得による認定基準がない府内の自治体の今年度の受給率は平均10.3%となっています。京都北部や南部の小さな自治体では、所得による適用基準が示されていないところが多く、「保護者の職業が不安定で生活状態が悪い」とか、「昼食、被服が著しく悪くまた学用品・通学用品等に不自由している者」などを基準にしています。ある自治体の教育長は所得基準を示さない理由を「所得基準を設けると就学援助の対象となる児童生徒が不特定多数になる」「財源的なこともある」と答えています。

しかし経済状況の悪化の中で、一見豊かに見える世帯にも貧困が広がっています。本来所得による適用基準を示すべきなのです。あるおかあさんは「夫の収入もめっきり減り、私もパートを首になって、本当に就学援助を受けたいけれども、我が家が対象になるのか、基準がわからない」と話しておられます。

貧困化がすすむ中で、府内のどこに住んでいても、必要な世帯が就学援助が受けられるようにすべきです。そこで教育長に伺います。

第1に、国に対して就学援助の国庫負担を復活するよう求めるべきと考えますがいかがですか。

第2に 就学援助の基準や申請方法について、周知徹底が不十分な自治体について、基準の策定や広報について丁寧な支援を行うべきと考えますがいかがですか。また民生委員さんの所見欄は必ずしも必要なものではありません。客観的な所得証明などがあれば、民生委員さんの所見は必要がないことも周知すべきですがいかがですか。

また義務教育は全ての国民が身に付けなければならない公教育の基礎的部分を、だれもが等しく享受できるように保障するものです。給食も修学旅行もすべて大切な教育の一環で、本来保護者の経済状況によって左右されてはならないものです。

国民の大きな世論の中で、今高校教育の無償化にむけて国も動きつつある中、義務教育における保護者負担をなくし、義務教育を真に無償とすることが必要と考えますがいかがですか。 お答え下さい。

【教育長】 就学援助の国庫負担について、現在地方交付税により市町村への財源措置がなされており、就学援助が必要なすべての子どもがその援助を受けられるよう、引き続き国に対して、財源措置の充実を働きかけていきたい。

就学援助制度の周知徹底について、毎年市町村あてに、制度の趣旨や申請手続き、対象となるものの民生条件等の周知を図るよう通知している。あわせて、就修学および進学、就職を支援するための援護制度一覧を府内の市町村や学校、就学援助を必要とする保護者に配布し、制度の周知を図っている。

民生委員の所見欄の取扱については、援助者である市町村で定められるべきものだが、児童生徒の生活状況や家庭の諸事情を総合的に判断するなど、それぞれの地域の実情に即した就学援助となるよう、適切な対応がなされていると考えている。

義務教育の無償化について、無償化の範囲は国において定められるものであり、現在授業料や教科書代の無償化の措置がなされているが、就学援助の充実を含め、保護者負担が一層軽減されるよう、今後とも国に要望していきたい。

高校教育での父母負担軽減へ、対象枠を広げた給付制奨学金と府の就修学援助制

度の創設を

【山内】 次に、高校教育にかかわる保護者負担の軽減策について伺います。

高校入学時に必要な初年度納入金は、公立高校で授業料、入学金、制服代、教科書代、体操服代、PTA会費など全国平均で約32万円。私学の場合は、授業料、入学料、施設整備費だけで全国平均約71万円です。これに制服代、教科書代等を加えると相当な額になります。

京都府立高等学校教職員組合は毎年「修学保障のための調査」を実施されています。高校の現場からは、「通学定期が買えず、学校にこられない」、「ユニホーム代や遠征費などに多額の負担が必要なためクラブ活動を諦めた」、「大学合格後、弟を高校進学させるために就職へ進路変更した」など、保護者の経済状況が子どもたちの高校生活や進路に大きな影響を与えている深刻な実態が報告されています。また北部の定時制高校では経済的な事情で5人が修学旅行に参加できなかったり、また合格後に中学の校長先生から「授業料が免除されても制服代が払えないし、職業科の実習実費が払えないので入学を辞退する」という電話がかかっ

てきたということも伺っています。

また私学に通う子どもの実態も深刻で、京都私教連が保護者にアンケートをとっていますが、そこには「経済的に余裕があるから私学に通わせているのではありません。負担は大きく、もっと真剣に考えて下さい」「学ぶ意欲をお金で不可能にしないで下さい。」という声がたくさん寄せられています。

私がお話を伺った私立高校1年生のMさんが1年間に学校へ納める授業料と施設整備費は75万円以上。他に入学金などが12万円、制服代や学校指定のかばんや靴、体操服代等は学校生活で必要最小限のものだけを選択しても13万円で初年度納入金だけでも100万円以上かかりました。本府の貸付金も借りましたが不十分で、勉学に必要な辞書などがいまだに購入できていません。

お金がないために高校で学べない子どもをなくすために、文部科学省は「高校の実質無償化」の方針を打ち出し、公立高校生へ授業料相当額の約12万円を助成。私学の高校生にも年収500万円以下の世帯には公立の倍額の約24万円、それ以外は公立と同様の約12万円を助成するとしています。しかし、それでも公立で約20万円、私学では約47万円～59万円の負担が残ります。

これでは実質無償化になりません。文部科学省は入学料と教科書代を対象にした給付制奨学金を創設するための予算を概算要求しています。給付制奨学金が創設されることは多くの国民や若者の運動の粘り強い運動の結果であり、賛成ですが枠を広げなければ、制服代や体操服、修学旅行の費用など15万円から30万円程度の負担が残ります。

そこで伺います

国に対して高校教育無償化にむけて私学の施設整備費も含めて授業料も無償にするとともに、給付制奨学金については、対象枠を広げ、制服代や修学旅行の費用なども含めたものにするよう、要望して頂きたいと思いますがいかがですか。

また国で高校教育の無償化や充分な給付制奨学金制度が創設されるまで、本府としても、義務教育で実施されている就学援助制度に準じた制度として、私学と公立の高校の保護者負担を軽減するために、制服代や修学旅行費、学用品費など就学支援のための助成制度を創設されることを提案しますがいかがですか。以上2点、知事に伺います。

また本府の通学費の補助制度が今年度より、若干改善されました。回数券も対象にすることや低所得者には17000円を超える金額の半額を補助することは一歩前進ですが、17000円の基準では最低でも187000円の負担が生じます。さらなる改善が必要と考えますがいかがですか。

【知事】 高校生の修学支援について、現在国において来年度予算編成が行なわれており、その中で経済的理由により修学を断念することがないよう家庭の教育負担の軽減をはかるために、高校授業料の無償化と給付型奨学金制度の創設を国に提案している。京都府はすでに、授業料以外の修学費について、入学支度金の貸与制度を設けるとともに、私立高校の施設協力費については、授業料減免補助の対象としているところ。今回、国の高校授業料無償化に伴う一定の支援金が支給されても、私立高校の場合はなお家計負担が残ることから、京都府としては、一定の所得以下の世帯の私立高校生に対し、授業料とともに、入学金や生活費、施設協力費等、授業料以外の経費についても実質無償化が図られ、地域の実情に応じた修学支援制度となるよう提案している。

今後とも、国の制度構築等の状況を総合的に見極めながら、府議会や学校関係者のご意見を聞きながら、できる限りの修学支援策を検討していきたい。

【教育長】 通学費補助制度のさらなる拡充について、昨今の極めて厳しい経済状況の下で、今年度から従来の通学補助に加え、経済的に厳しい状況にある家庭への交付基準額を緩和するとともに、回数券についても対象とするなど、全国にも例のない手厚い制度として充実を図った。今後とも、市町教育委員会とも連携し、児童生徒が安心して学べるよう総合的な支援に努めていく。

【山内】 高校教育について、いま知事が京都府としてはいろいろな制度を持っていると答弁されましたが、ほとんどが貸付金制度で、高校を卒業した段階で大きな借金を背負うことになる。国でいろいろと対策が講じられるということですが、それまでも京都府で緊急の措置として、就学援助に準じた制度を高校でもつくっていただきたい。強く要望しておきます。国に対しても、早急に支援等を具体化するよう求めておきたい。

義務教育について、府教委はこれまで、府内の市町村の実態を把握していくということを委員会で答弁いただいていた。実態を把握した上で、丁寧な支援が必要だと思います。

ある町では、新規就農者として京都市内から子ども2人を含む家族4人で移住されたかたが、農業収入がわずか数十万円しかなく、就農者への補助金も出ないもとので、生活が大変と就学援助を申し込まれたが、受けられなかった。実態として母子家庭しか就学援助が受けられないという自治体もある。通知を送ることも大事ですが、実態がどうなっているかも把握していただいて、丁寧な支援をお願いしたい。

援護制度一覧ですが、京都府の援護制度一覧を利用して就学援助の周知を行なっている自治体があるが、平成16年を最後に援護制度一覧の就学援助のところが金額が抜けていて非常に分かりにくいものになっている。そこはもとに戻して、就学援助の国の基準はこうなんだということを示していただきたい。

財政措置も、就学援助の国庫負担を復活するというを強く求めていただきたいと要望しておきます。

教育の重要な一環であるスクールバスと給食の民間委託は許せない。舞鶴支援学校での民間委託はもとに戻し、八幡支援学校での民間委託方針は撤回せよ

【山内】次に特別支援学校のスクールバスと給食調理の民間委託について質問します。

来年4月に開校予定の八幡支援学校でスクールバスと学校給食については民間に委託する方針が先日明らかにされました。関係者や保護者には「検討中」というだけでまともに声も聞かず、一方的に民間委託を行うことは許すことはできません。

私たちは一方的な民間委託に強く抗議し、民間委託の方針を撤回するよう求めるものであります。

現在府立の支援学校では給食調理とスクールバスはほとんどが直営で行われています。

本府の職員がバス介助にあたっている学校では保護者や担任、保健室との連携を大切に、バスの中を「動く教室」として位置づけ、集団の目で子どもたちの命と健康、発達を保障する仕事に取り組んでおられます。

正規の介助職員はバスの送迎以外の時間帯は教室に入り、教員と一緒に子どもたちの発達保障を担っています。子どもがパニックになったらどうしたらいいのか、この子どもは今何を訴えようとしているのか、日常的に把握しているのでバスの介助ができるのです。

バスの車内では、頭をイスに打ち付けるなどの自傷・他傷行為のある子や、てんかん発作を起こす子など一人ひとり症状が違います。道路が渋滞していつもの時間に定点につけなかったり、あるいは工事中で回りをしなければならなかったりすると、パニックを起こす子どももいます。医療的ケアの必要な子どもはバスの乗車時間が延びることによって、命にかかわる事故を起こすこともあります。

バス介助は担任や保健室の先生、また保護者と密接な連携がなければなりたない仕事です。

給食についても同様です。障害児学校の給食の調理員さんも一人ひとりの子どもたちの様子を担任から直接聞いたり、あるいは教室に見に行き、子どもにあった食事を提供しています。重度重複障害の子どもたちは食べることが命につながっています。かむこと、飲み込むことの困難な生徒に対しては、季節による食材の固さまで考えたきめ細やかな対応が必要です。教育としての給食の役割も大変重要で栄養職員、担任と密接な連携が必要です。

そこでまず伺います。

バス介助も給食も子どもたちの命を守りさらに発達を保障する、教育の一環と考えますがいかがですか。さらにバス介助では介助員と教職員の、給食では栄養職員や教員と給食調理員の密接な連携があってこそ教育として成り立っているのではありませんか。なぜ直営ではだめなのですか。民間委託でこれまでの教育が保障されるとお考えですか。お答え下さい。

請負契約では委託を受けた業者が委託元から独立して仕事をしなければ、偽装請負になります。

2009年3月31日にだされた厚生労働省の偽装請負に関する疑義応答集では「作業工程の指示」で「仕事の順序・方法等の指示」や「作業の内容・順序・方法等に関して文書等で詳細に示す」ことも「偽装請負と判断される」としています。

兵庫県では行財政改革の一環で、2005年度以降に開設した県立特別支援学校のスクールバスの運行と添乗が民間委託されました。民間委託撤回を求める兵庫県高等学校教職員組合に対し、当初県教育委員会は「学校と添乗員は密接に連携をとるので安全面で問題ない」と説明していましたが、2万人分の委託反対署名の提出を経て今年3月、現状の運営に違法性が高いことを認めざるをえなくなりました。その後、学校が添乗員に直接指示することをやめ、FAXなどで情報交換を行うようになりましたが、県教育委員会は「子どもの安全に問題が生じるなら、契約の見直しも考えないといけない」と言わざるをえなくなっているのです。

また、学校給食の民間委託で、偽装請負の疑いがあると労働局に是正指導される自治体も出てきています。

滋賀県湖南市では2007年9月に小中学校の学校給食を民間委託する予定でしたが、栄養職員が委託業者の調理員に指示をすることが偽装請負にあたりと指摘され、民間委託を見送りました。兵庫県丹波市でも同様に兵庫労働局からの是正指導をうけて給食の民間委託を凍結しました。

このように、本来教育の重要な一環であるスクールバスや給食を民間委託すれば、子どもたちにゆきとどいた教育ができない、丁寧にしようとすれば偽装請負とされるという矛盾が明らかとなっているのです。

そこで伺います

八幡支援学校におけるスクールバスと給食の民間委託について、偽装請負の生じる可能性があることは検討されたのですか。

また、舞鶴支援学校のスクールバスと給食の民間委託を直営に戻すこと、同じく八幡支援学校での民間委託を撤回することを強く求めるものですが、いかがですか。お答え下さい。

【教育長】八幡支援学校のスクールバスと給食の民間委託について、児童生徒の安心・安全の確保は、健やかな心身の発達を図るために、適切なスクールバスの運行や、児童生徒1人1人に対応した給食は重要であり、スクールバスにおける児童生徒の介助や給食の調理についても、教育活動を支える役割を担うものと考えている。

スクールバスと給食の委託については、一律にそのような方式をとっているわけではないが、すでに府立舞鶴養護学校において、バスの運行と児童生徒の介助、給食の調理と食器洗浄等を民間事業者へ委託しており、必要な連携を取りながら、登下校の安全確保や児童生徒にあわせた給食が円滑に行なわれていることから、民間に委託した場合においても、児童生徒に対して、これまでと同様の教育が実施できているものと考えている。

また、委託契約を締結した民間事業者は、契約に基づいて労務管理等、その業務を独立して行なうものであり、ご指摘のような法令上の問題はないと考えている。

八幡支援学校においても、このような実績などを踏まえて、総合的に検討した結果、民間委託することとした。今後とも、特別支援学校の児童生徒の安心・安全を確保し、健やかな心身の成長を図るため、スクールバスの運行と学校給食が円滑に実施されるよう努めていきたい。

【山内】バスの介助員は朝、最初に子どもと顔を合わす先生です。その時のわずかな時間帯に保護者から子どもたちの様子を聞いてバス介助にあたり、バスの中の状況を担任に伝えていきます。またバスの中で子どもが発作を起こすことがたびたびあると伺いました。とりわけ無呼吸やてんかんの小発作などは一見発作が起こっていることが分かりませんが救急搬送が必要な場合もあります。子どもたちがバスに乗っている間、教職員は全員学校でスタンバイして介助員から連絡があればただちに現場に駆けつけたり、相談にのったりということが日常的に行われていますが、民間委託ではこうした対応をとろうとしたら偽装請負が生じるのではないのですか。

給食についても、朝保護者から、今日は便が軟らかいとか便秘しているとか、体調の変化などを連絡帳で担任が確認し、給食調理員さんに直接伝えて、ご飯の固さや材料の変更なども行っている。欠くことのできないこうしたことが民間委託でやろうと思えば、偽装請負となるけれども、どのように対応されるのですか。具体的に再答弁を求めます。

【教育長】業者等の調整等については、民間業者に責任者をおいており、その責任者で行なうこととしており、独立性は確保されている。それぞれの指示が恒常的なものでない限り、業務の独立性を侵害するものとはされていないところであり、緊急事態の場合は必要な連絡を取っており、適切に対処している。これらのことは、関係機関にも相談して、意見を求めているが、特段の指導を受けているということはない。いずれにしても、制度的にも実体的にも、適切な運営となるように努めていきたい。

【山内】緊急事態が起こったら連絡を取り合うと答弁されましたが、重度障害の子どもたちには、たびたびそういうことが起きるわけです。ですからいつも教職員が緊張してスタンバイして、バスの中と学校の連携を常に大切にしている。給食についても、子どもたちの体調が日々変化するわけですから、緊急事態ではなく、毎日そうした連携が密接に必要だということを述べておきます。

養護学校ができる以上は、今までの養護学校より良い養護学校を作ってほしいというのが保護者の願いです。自分の気持ちや体調の変化を言葉で表現できない子どもたちも多い障害児教育の場で、スクールバスの

乗車や給食はまさに、教育の一環として行われてきた重要な、欠かすことのできないことです。

だからこそ、民間委託は直ちに撤回し、直接雇用とすることを強く求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

松尾 孝（日本共産党、京都市伏見区） 2009年12月9日

農業政策について

政府の戸別所得補償制度に不安が広がる

【松尾】日本共産党の松尾孝です。

通告に基づき農業問題について伺います。

さきの総選挙では農業・農村の分野でも、農業つぶしの農政に「ノー」を突きつけ、自公政権の退場を求めるきっぱりとした審判が下されました。歴代自民党政権は、食糧を海外に依存する政策をとり続け、農産物輸入自由化の推進、価格保障の放棄、画一的な規模拡大の押し付けなど、国内農業の崩壊を広げてきました。国民はいま、この農政の転換を強く求めているのです。

民主党は総選挙のマニフェストに、小規模農家を含めた農業の継続、農山漁村の活性化と主要穀物の完全自給などを掲げ一定の期待を集めました。政権交代した鳩山内閣はこれに応える責任がありますが、その取り組みはどうなっているのでしょうか。中心は主な農産物の「戸別所得補償制度」ですが、今進められている具体化の中で早くも様々な問題点が露呈し、農家や関係者の不安が広がっています。

この制度は米をはじめ主な農産物の販売価格と生産費の差額を基準として所得を補償しようというものです。本格実施は2011年度からとのことで、概算要求では二つのモデル事業が検討されています。

米の戸別所得補償モデル事業

家族労働費10割算入、地域・銘柄差を勘案した補償に

【松尾】先ず「米の戸別所得補償モデル事業」ですが、問題点の一つは補償額を抑えるため生産費の大きな部分を占める家族労働費を80%しか見ないとしている問題です。

もう一つは補填を作物別に全国一律単価で行うという問題です。農水省の調査でも生産費は地域や規模で1万円以上の開きがあり、また販売価格も銘柄によってかなりの差があります。これを無視し、全国一律の定額補償基準を設定するというのは問題です。

加えて、当初の60キロ3000円補償の線は大きく崩れ、「赤字の全額補填は難しい」として、「5割から6割補填」などと大幅に後退しているのです。さらに財務省からは補填財源を積み立て方式にし、農家や自治体も負担を、との声まで出ており、「これで、果たして所得補償になるのか」と、期待どころか大きな不安が広がっております。

そこで伺います。

J Aなどから家族労働費の10割算入をはじめ、地域差や銘柄差などを勘案した十分な補償水準の設定を強く求める声が出ているのは当然であります。京都府としてこれらの要望に応え、国に強く改善を求めるべきですが、いかがですか、先ず、お答え下さい。

なお、この制度が一定改善されても、数年来の下げ止まりのなかでの補填措置であり、暴落した米価の回復には至りません。生産費を償う米価に回復するためには不足払い制度の導入がどうしても必要です。わが党はこれを基本とし、農業の多面的機能を評価した所得補償を加え、当面、1万8000円米価を提起していますが、この実現を強く政府に要求していただきたいと考えます。いかがですか、お答え下さい。

合わせて、府独自の価格対策についてお聞きします。

京都の今年の米価は60キロ1万3～4000円ですから、4千円上積みが出来れば5年前の水準に回復出来ます。国の補償額は決まっていませんし、面積単位ですから、やや不正確ですが、一俵3000円程度になれば、府が1000円上積みすればよいわけです。J A出荷分約2万トンを対象として、3億4000万円です。

この米価の実現は農家には大変な激励となり、農村地域に元気を与えることは間違いありません。今まで繰り返し求めてまいりましたが、この際あらためて提起します。市町村と協力してぜひ実現していただくよ

う強く求めますがいかがですか。お答え下さい。

水田利活用自給力向上モデル事業 助成金の運用は、地域の判断で行えるように

【松尾】次に水田利活用自給力向上モデル事業です。

この事業は、麦・大豆、米粉米・飼料米、ソバ・菜種などを増やし自給力向上を図るというのですが、交付単価が麦・大豆は10アール3万5千円、飼料米、米粉米は8万円、ソバ・菜種は2万円、その他作物は1万円と作目ごとに全国一律に設定されています。今まで転作奨励助成として産地確立対策があり、助成金は地域の協議会に直接交付され、その運用は協議会に任されてきました。交付額の決定も協議会が行って来ました。例えば、京都の北部地域では小豆・黒大豆を特産として重視し、10アール6万円交付して来ました。ところがこれが出来なくなり、その他扱いの1万円になるのですから大変な減収です。定着してきた長年の取り組みが崩れてしまいます。地域の実態、取り組みを無視したやり方は認められません。

農家や農業団体、関係者の改善を求める強い声に押されて農水省も一定の見直し検討を始めていますが、京都府としても、抜本的改善を強く求めていただきたいと考えます。

そこで伺います。

助成金の運用は作物別の全国一律でなく、従来どおり地域の判断にゆだねるよう国に改善を求めるべきと考えます。

また、自給力向上の中心である麦・大豆の単価を引き上げること、飼料米、米粉米についても実需者とのセット要件をなくし、国の買い上げ制度を設けるなど積極的に推進できるよう強く要求すべきです。

特に、小豆・黒大豆はその他部類でなく、地域特産物枠の設定などで、大幅な単価引き上げを行うよう要求すべきです。いかがですか。お答え下さい。

F T A 締結で米の生産は82%減少、関税等撤廃で食料自給率は12%に F T A 交渉中止を国に強く申し入れよ！

【松尾】次にF T Aについて伺います。

日米F T Aの中心問題は何か。対米貿易の品目別関税率を見ますと、アメリカからの工業製品の輸入は一部を除き殆どゼロ、ところが農産物は米77.8%、小麦25.2%など相当な高関税です。F T Aの狙いは農産物のこの高関税の自由化、引き下げです。一昨年2月のアーミテージ報告は「米を含めて農業がF T Aの中心」とし、アメリカ大使館経済担当公使も「F T Aに農業を含めないことはあり得ない」旨、明言しています。民主党は「農産物貿易自由化が前提ではない」、「自給率向上、農業農村の振興を損なうことは行わない」と強調していますが、全くの言い逃れに過ぎません。

F T Aが締結され、関税が撤廃されたら日本の農業はどうなるのか。昨年7月に発表された、日米経済協議会の委託調査結果では、米生産は82%減少するとされています。カリフォルニア米の生産コストは日本の大規模農家の約3割、とても太刀打ちできません。日本のコメがカリフォルニア米に駆逐されることは間違いありません。

さらに日米F T Aは進行中のオーストラリアとのE P A交渉に直結し、カナダにも拡大することは必至です。そうなれば事態は一層重大です。農水省の試算でも関税などの国境措置が全廃された場合、現在の農業生産額の42%（3兆5959億円）が失われ、食糧自給率は12%に急落するとされているのです。

日本農業を壊滅に導くこのような日米F T A交渉は行うべきではありません。強く反対すべきすべきと考えますが、知事はどうお考えか、お答え下さい。

関連してMA米についてです。政府はW T Oドーハラウンドの交渉を促進する立場です。昨年7月、政府が一旦合意した内容は、50万トン増やして127万トンとされていたのです。再開された閣僚会議は早々に難航しており、今後、どう進むのかわかりませんが、もしこんなことになったら大変です。

MA米の拡大は行わず中止すべきであります。また、米はW T O協定から除外するよう強く政府に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか、お答え下さい。

【知事】松尾議員のご質問にお答えします。米の戸別所得補償制度ですが、京都府の農業が将来にわたり維持発展していくためには、水田農業の安定化を図る施策とあわせて条件不利な中山間地域の環境を守り、多面的な機能を持つ京都府農業の特色を踏まえた施策が必要であります。

国が現在検討中の米の戸別所得補償制度については、全国一律となれば大規模米作中心のものとなり、中

山間地域が多く経営規模も小さいことから生産コストが割高な京都府の米作農家にとっては厳しいことも予想されます。このため、経営規模に応じ都道府県単位に基準を設定するとともに稲作農家による品質向上等の取り組みが反映されるよう政策提案を行ったところであり、農林水産省の意見募集にも同趣旨で訴えてきたところです。

全国流通をする米の価格対策については国が責任をもって対応すべきであり、米の戸別所得補償制度については、引き続き情報収集に努め、農家にとってメリットのある措置となるよう国に訴えてまいりたいと考えております。

同時に農家が安心して稲作経営を継続するには、こうした補償制度に加え中山間地域等の直接支払い制度や農地・水環境保全向上対策等、多面的な機能を生かす施策をバランス良く展開することが大切であり、京都府としても農山村地域の維持再生に共に取り組む命の里事業や付加価値の高い米作り、京野菜等多角的な農業の展開、農商工連携等、若者が未来に夢を持てる農業の振興等、バラエティにとんだ施策を進め、所得水準の向上が図れるよう全力で取り組んでいるところであります。

【農林水産部長】水田利活用自給力向上事業だが、全国統一の単価が設定されないその他作物については、地域で単価設定ができる方向で検討されていると伺っているが、引き続き国に対して府内の実情を、機会をとらえて訴えていくこととしています。

また、麦、大豆、飼料用米、米粉用米の自給力を高め農家所得を高めるためには、まずは需要拡大によって継続的な生産拡大につなげることが大切と考えており、そのため、ビール麦の契約に向けた栽培指導や飼料用米生産についての生産農家と畜産農家のマッチング、直売所で販売する米粉パンの製造機械導入等への支援を行っている。

さらに、小豆や黒大豆については、これまでの助成水準が維持されるよう、知事が直接政策提案すると共に、農水省の意見募集でも訴えてきており、今後とも正確な情報収集と産地への速やかな周知に努め、生産者の期待にこたえられるような産地作りを支援してまいりたいと考えています。

FTA問題ですが、貿易は経済の発展、産業や地域振興、豊かな国民生活を実現する上で重要でありそのルール作りは国の責任において判断されるものと考えています。日本の農業は、国民に新鮮な農産物を供給するだけでなく環境や農村地域の維持に貢献をしていることから、国もWTOの農業交渉において、農業の多面的機能への配慮等を提案されております。

京都府は、水田が8割を占めるなど米は重要な農産物であり、これまでからも多様な農業の共存が可能となるよう公正で公平な農産物貿易が確立できるよう、ミニマムアクセス米等、低関税輸入枠の拡大防止、米等重要品目については、地域の実態にも十分配慮し交渉に臨むよう万全の措置を講じるよう、平成19年6月議会においても全会一致で採択されました意見書も踏まえまして様々な機会をとらえ訴えてきており、今後とも引き続き国に求めていきたいと考えています。

【松尾】知事から京都の農業の特色を生かして、そして政府に対しても具体的に意見を上げていくと、現に提案もおこなっているとの答弁がございましたが、それだけに、やはり個別所得補償方式、まだまだ、不具合な点が多いわけですが、今、進んでいるような方向で決まりますと、京都にとっては本当に大変ですから、地域、銘柄差を無視したやり方だとか、また、生産費をできるだけ低く抑えようということ、はじめから念頭に置いて検討しているというやり方は論外でありまして、ぜひともこういう点も踏まえて国に見直しをしっかりと進めるよう知事として再度意見を上げていただく必要があると思います。

それから、麦、大豆の需要拡大をどう行っていくのか、そして作付けが広がるようにすることが大事だというご意見だが、やはり価格がしっかりと補償されるということがないと、農家も作れないわけですから、麦、大豆の価格の引き上げ35000円は少なすぎると、自給力向上を図るのであれば、このところもしっかり要求していく必要があると思います。

FTAにつきましては、貿易のルール作りというものが大事だと、WTOについても今までからも言っているが、訴えていくということだが、先ほどから申しました状況が起こってきいたら、京都の農業がもたないことは明白なものですから強く要求していただくよう提起をしておきたいと思います。

以上、「戸別所得補償制度」について再質問します。

【知事】先ほど申しましたように、国が現在検討中のコメの戸別所得補償制度については、全国一律であれば京都にとって大変厳しい物となることが予想されますので、私どもとしては、経営規模に応じた都道府県単位の基準を設定するとともに、稲作農家の品質向上の取り組みといったものも反映されるよう、引き続き

政策提案を行って参りたいと考えています。

【松尾】知事にお聞きしたのは、戸別補償制度というが、出来るだけ補償額を少なくするような設定でスタートされるという、生産費の80%以内などというのは論外で、根本的に変えていくことが必要と指摘しているわけで、改めて、今後まだまだ年内には決まらない、年を越して1月、農家に届くのは2月ではないかとも言われているが、京都府として京都府の中山間地農業、京都の農業を守るためにしっかりやっていただくことを強く求めておきます。

府の担い手対策

【松尾】次に担い手対策についてです。

京都府は今まで、「中核的農家の育成を中心に据えながら、女性や高齢者、新規就農・就業者の確保など多様な担い手確保を図る」との方針のもと、担い手対策を進めてきました。また、集落営農や受託組織の育成、地域農場作りなど組織対策も重視してきました。しかし、厳しい情勢の中で担い手の減少、高齢化につれて農地の荒廃はすすみ、集落の存続さえ危ぶまれる状況が広がっています。

このような中で府は昨年、新たな担い手対策として「農業ビジネス支援アクションプラン」を策定しました。若い人が魅力を感じる農業でなければ担い手は出来ないとし、企業化して成功している事例をモデルとして、企業参入を図り、即戦力となる農業ビジネスを積極的に育成・支援して行こうというのであります。

京都府での企業参入は現在約20社、丹後の畑作地域と口丹地域が中心です。地元企業でしっかりやっているとありますが、地域外の参入企業は直営、或いは委託、契約栽培などが中心で、地元雇用も若干ありますが季節的な臨時雇用がほとんどです。丹後国営団地に入っているワタミファーム、カネ正などがその典型例ですが、結局自社の企業活動をいかに有利に進めるか、これが参入の狙いです。儲けがあがらなければ撤退する、こういう事例は全国的にはいくつも出ていますし、丹後でも資金繰りに窮して営農を放棄した事例もあるわけです。

この6月には、農業ビジネス支援センターを立ち上げ、府農政の目玉として農商工連携の推進を図っています。しかし、これで果たして京都の農業、農村を支えられるのか、疑問であります。

集落を守り、地域全体を支える内部の力をどうつくるか、やはり、これを基本に据えていくべきではないでしょうか。府は今まで集落営農や地域農場作りなどに積極的に取り組んできました。この取り組みは多くのところで引き続き進められ、立派に生産活動を行って、地域の農業を守っています。一例ですが、伊根町の筒川地域、府下でも最も困難な地域の一つだと思いますが、「二十一世紀地域農場づくり協議会」が、農地を荒らさないというので旧村全域をカバーし、作り手のない田圃にソバを作って（3ヘクタール）頑張っています。府下の多くの村にもまだまだ頑張っている農家はいるのですから、その人達を中心にして、筒川のように新しい地域の力に作り直していく、そのために必要な支援はしっかり行う。法人化しないと支援しないとか、農機具の更新には助成しないとか、こういうやり方を改め、思い切った支援対策を講ずるべきと考えます。お答え下さい。

新規就農支援事業

【松尾】最後に新規就農支援事業についてお聞きします。

農業再生の土台はやはり農作業をやる人、生産に直接担う農家です。本府の新規就農者は年間4～50人で、これをどう増やすかが当面の重要課題です。その直接の事業が新規就農支援事業ですが、平成7年、制度発足以来、就農した人は111人ですが、1年に7～8人というのはあまりにも少ない。事業内容はほとんど変わっていませんが、この際、以下の抜本的拡充を図るよう提起いたします。

- ① 年間事業枠をせめて50人規模に拡大すること。
- ② 月15万円の貸与額を20万円に増額し、期間も2年から3年に延長すること。
- ③ 自立支援の経営・生活安定制度をつくり、応募者に展望を与えること。
- ④ 実践農場への助成を増やすこと。また、担い手の最も必要な地域に設け、計画的な新規就農配置を行うこと。

以上、お答え下さい。

さらに、Uターンを増やすこと、また、現に村に住み農業外で働く同居農家後継者の就農をはかることも重要な対策です。05年センサスではその数は約六五〇〇人にも上っています。村に生まれ育った人ですから、最も確かな力です。農業をやりながら余生を村で過ごす、これだけでも力になります。後継者に村への

愛着を呼びさましていただいて、兼業でいいからやってみようという気になっていただく、こういう人を、一人でも二人でも増やす目的意識的などりくみが必要であります。合わせてお答えください。

【農林水産部長】担い手対策ですが、中山間地が七割を占める京都府の現状を鑑みまして、平成20年度から里力のアクションプランを現在策定中で有ります。そういう中で集落住民が主体となりまして、大学やNPO等外部の知恵や力を借りながら集落を守り担い手の育成につなげ、地域の活性化や所得の確保をする事が重要と考え、ふるさと共援活動によりまして、地元の特産品を大学で活用したり、農業ビジネスの展開により朝市グループと地元の加工会社による新商品づくりに支援をしているところです。

担い手養成実践農場については、新規就農希望者の理想とする農業へのこだわりや、担い手のいない集落が新規就農者の受け入れることへの不安が有ることから、双方の意向を十分に踏まえたマッチングに重点を置いておりまして、これまで続けてきているところですが、出来る限り担い手確保のためにも、ニーズ、これからも増やしていきたいと考えているところです。

就農研修資金の貸与額の引き上げ、貸与期間の延長ですが、利用されたほとんどの方が現行の貸与額と2年間の研修で就農されており、引き続き研修期間終了後も早期に農業経営者として定着できるよう、普及センターや市町村等が営農技術や経営計画まで、色々な生活面も含めてきめ細かくサポートしていきたいと考えています。

【松尾】先ほど、伊根町筒川の事例を紹介したが、山を挟んで背中合わせの野間の地域も同様の地域ですが、地域農場づくり協議会で頑張っている筒川と比較しますと、やはり荒れも進んでいるし展望がないという状況が進んでいます。府がやることはこういう状況で放置するというのではなく、筒川には一定の地域農場づくり事業を通して支援が入ったことは事実ですから、野間でもそういう温かい支援を行って、筒川では頑張っているが野間はなかなか元気が出てこないという状況は無くす必要があるということを強く求めたいと思います。

新規就農支援事業は2年で置いておく、ほとんどが2年で就農しているということですが、制度が2年になっているから当然な訳で、それ不足だと言っているのですから、やはり、貸与額も増やし期間も延ばして、そして、例えば実践農場が上林の奥にある、そこで実践をつんで、そして、そこに定着するという事になれば一番良いのです。上林には過去に一度実践農場が置かれたことがあるのですが、それっきりのですね。そういうことを改めて計画的にやったらどうかという事を申し上げている。これは、強く指摘・要望して私の質問を終わります。

《他会派一般質問項目》

2009年12月7日

■豊田貴志（民主・京都市山科区）

1 子育て支援について

15

2009年12月8日

■国本友利（公明・京都市左京区）

1 ドクターヘリについて